

病院事業訓令第1号

寒河江市立病院企業職員の任期付職員の採用等に関する規程を次のように定める。

令和7年3月21日

寒河江市病院事業管理者 久保田 洋 子

寒河江市立病院企業職員の任期付職員の採用等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年市条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、寒河江市立病院企業職員（以下「職員」という。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、条例第2条第1項の規定により、選考により任期を定めて職員を採用する場合には、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき、経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

(辞令書の交付)

第3条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を明示した辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令書の交付によらないことが適当であると認めるときは、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

- (1) 条例第2条第1項の規定により職員を任期を定めて採用する場合
- (2) 条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により特定任期付職員が当然に退職する場合
(職名の決定)

第4条 特定任期付職員の職名は、その者が従事する業務の内容に応じ、管理者が別に定める。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第5条 条例第2条第1項の規定により採用された特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	446,000
3	499,000
4	563,000
5	643,000
6	751,000
7	877,000

2 管理者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員の職務に応じて次の表に定める基準に従い決定する。

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務

(特定任期付職員に係る寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)

第6条 寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年市条例第19号）第3条、第5条及び第6条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

(任期の更新の同意)

第7条 条例第3条の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合の同意は、同意書（別記様式）によるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管

理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式（第7条関係）

同 意 書

年 月 日

寒河江市病院事業管理者 様

所 属

職氏名

寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき、任期の更新について下記のとおり同意します。

記

1 現在の任期 年 月 日から 年 月 日まで

2 更新後の任期 年 月 日から 年 月 日まで